

社会福祉本質論における互酬構造の位置と役割

——パラダイム転換期における社会福祉本質論のダイナミズムを求めて——

牛 津 信 忠

The Position and Roles of Reciprocal Structure
in the Fundamental Social Welfare Theory

Nobutada USHIZU

This dissertation starts with the comparison between the two famous welfare theories: the Okamura theory and the Shimada theory. Their theories provide us with a fundamental framework of social welfare. Following this study, we examine the social theory of E. Heimann. We find the theoretical effects of Heimann in Shimada's theory. This Heimann-Shimada theory gives us the total and dynamic combination of social work method and welfare policy. In addition, it gives us the crucial viewpoint on the purpose of welfare and the decision-making-process.

Through these studies, we have discovered the important role of reciprocal structure in the fundamental welfare theory.

はじめに

我が国の福祉状況は、今や福祉国家の偽装体験から国民の高負担を前提とした福祉社会へと福祉の内実を忘れた上滑りの進行を加速させつつある。付言すると、こうした趨勢の中で現今議論の俎上に載ることの多い公的介護保険が導入されようとしている。このような変容の時代に社会福祉の本質構造を問うことは、その必要性と共に困難の度も高い。あえてその危険を冒すからには、こうした変動期にともすればそれに終始しやすい単なる原則の確認にとどまらず、幅広い展望を持ち、その視界を目にする現在の位置とそこから歩みだすための方途の確認をしておくべきと考える。

結論を先取りすると、こうした考究のプロセスが「互酬構造」を社会福祉本質論に位置づける努力へと連続していくことになる。こうした試みが、社会福祉に関する鳥瞰図的な意味をも持つ「理念型」の形成に多少なりとも貢献できればと期待する。

Key words: The Middle Sector, Integrated Social Policy, Neo-corporatism, Welfare Society, Life Structure, Reciprocity, Human Welfare

いうまでもなく、このような本質論域の抽象論は、社会福祉の生の現実から見ると不毛の空論と感じられる。しかし、あえてこうした試みを為すのは、変容の時期である今、時折立ち止まって自らを振り返ってみる手掛かりとなる理論体系を少しき広がりを持たせつつ再吟味しておく意味を感じる故である。

第1章 社会福祉対象論の再吟味

1 社会福祉の概念規定

日本における社会保障概念に一致するともいえる広義の社会福祉は人間福祉（上位概念としての）に通じる意味の広がりを持つ。その社会保障に内包されて狭義の社会福祉（サービス体系）が位置づけられる。その基本理念は「生存・生活権保障のための個別的・総合的・自立志向的サービス体系」と概括することができる。それは「全国民対象の一般施策では生活保障が極めて困難な深刻な生活問題状況を担う人々に対し、パーソナルな福祉サービス等により個別的にかつその人の生活全体を視野に入れた対応をなし、その人間的自立を目指す施策と諸活動」である。現在その内容には「援助・回復から予防に至る広がり」が保持されている⁽¹⁾。

以下、広義から狭義に至る社会福祉制度が対象とする生活問題の内実解明の道程を辿ることにより、社会福祉本質論領域のいくつかの主要な問題に視点を当ててゆきたい。その本質論域においては、政策論、関連論理を含む運動論、また援助技術論とそれぞれにおいて内容を異にする論理展開がなされているが、ここでは、それぞれの有意義性を勘案しつつ総合化への小さな試みをしている。

2 岡村重夫と嶋田啓一郎の社会福祉対象論比較

対象論領域の議論をなそうとする時に、まず現今の福祉援助技術に重点を置いた潮流の中で、その基底に在って影響を与えつづけている岡村理論に言及する必要がある。さらに政策論、運動論といった各理論家の議論の吟味検討も不可欠であるが、そのような比較社会福祉理論を総括的に為す紙幅はない。ここでは、政策論、運動論、技術論の各要素を持つ各論者の業績を謙虚に受け止め、そこから日本の社会福祉理論を生み出していこうとした嶋田啓一郎教授の努力を岡村理論との比較検討のもとに検分し、その未完成に終わっている嶋田理論のめざす方向性の中に理論的可能性を探っておきたいと思う。

嶋田理論に投げかけられた批判にも応答しつつ、岡村理論との理論軸の接合を図っていく時に、そこには、さまざまな論者の労作が生かされ統合される道が見えてくる。

その道に立つことは、われわれが論題として掲げている「互酬構造」の社会福祉理論における位置や役割を明確化することにも連続していく。（以下に述べる各先達の理論・記述についての解釈はあくまで個人的見解に過ぎない）

社会福祉本質論における互酬構造の位置と役割

岡村理論の社会福祉独自の対象領域に関する議論展開の骨格部分に先ず触れておく。

「社会福祉固有の対象領域は、即『人間の基本的 requirement』ではなく、人の社会生活上の困難を問題とする。」さらに、「その一部のみを問題とする」とし、「社会福祉は個人の生理的・心理的な自我の外周にある、いわば『社会的自我』の特定の状況に着目する」という。その特定の状況こそ、社会福祉の対象であり、それは①社会関係の主体的側面における困難、②社会関係の欠陥である。岡村氏は、この困難や欠陥から社会福祉の本来的な仕事ないし役割を設定する。

ここで岡村理論にいう「社会関係」の意味が明瞭にされねばならない。それは「一方においては、社会制度ないし制度的集団に連なり、その制度的機能の要求する社会的役割の期待を意味する限り、個人の主観的意図を超えた客体的なものであるが、他方においては、この要求に対する集団成員個人の応答であり、主体的行動である。従ってそれは個人の主体的条件によって左右せられるものである。しかもこの二つの側面は互いに無関係な並立関係にあるのではなく、主体的側面の社会的条件によって媒介せられ、相互に規定し合いつつ、また一定の独自性を持つものである。」岡村氏はこれを「社会関係の二重性」と捉える。

そのような「社会関係の主体的側面における困難は、まず個人のもつ多数の社会関係の矛盾、不調和という事態としてあらわれる。」さらに「社会制度内部の条件に変化はもちろん、個人のおかれている社会的場の変化は一々個人の果たすべき社会的役割に変化を与える。従ってそれらの調和・均衡は絶えず破壊の脅威にさらされている。社会福祉は全ての個人の社会関係の主体的側面に着目するという独自の立場によって、かかる社会関係の不調和や矛盾を発見することが出来る⁽²⁾。」

こうして個人の持つ主体的な社会関係の全体に着目し、「その均衡状態」を齎すという社会福祉固有の対象領域の一つが明らかとされる。

次に②として上述された「社会関係の欠損」であるが、それは「すべての個人がその社会生活上の基本的 requirement に関連して社会制度を利用しえない事態」であり、上述①が「個人と社会制度との関係が希薄ないし不充分な事態を意味する」のに対し、「制度と個人の遊離を意味する」とされる。従って①が希薄ないし不充分な（制度一個人）関係の調和をめざして調整・強化していくことを課題とするのに対し、②においては、関係の再形成ないし改革された関係の新たな形成が課題とされる。この②においては二つの内容が示されている。先ずは、社会関係ないし社会的役割の主体的側面から起こる問題であり、例示によると、障害を持つ人々が「医療や教育以外の社会制度に対する社会関係の矛盾や障害、例えば経済的安定、家族的安定の障害のために、医療や教育をさまたげられている事態」などがこれに当たる。第二は、個人の主体的条件とは無関係な社会制度自体の機能的限界のために生活上の社会関係に欠損が生じる場合である。こうした対応ないし対応策が実施され、「社会関係の主体的均衡の保持に失敗し、また社会関係の欠損を主体的条件に補充することも不可能であり、さらに一般的政策による解決が出来ない場合」に、「政策部門から取り残された社会関係の欠陥を一般政策」のかわりには是正する「代替的社会福祉」が実施される。この代替的対象

領域の発生は、①②の「社会福祉本来の対象領域における遅滞現象の結果である」とされる⁽³⁾。

こうした独自の対象規定を岡村氏は設定する。一方嶋田氏は、「社会福祉とは、その置かれた社会体制のもとで、人間の社会生活上の基本的欲求の充足をめぐる個人と制度的集団との間に成立する社会関係において、人間の主体的及び客体的条件の相互作用より生起する諸々の社会的不充足或いは不調整関係に対応して、その充足、再調整、さらに予防的処置を通して、社会的に正常な生活水準を実現せんとする公私の社会的活動の総体を意味する」としている⁽⁴⁾。

すなわち、「社会生活上の基本的要件の充足を阻害するような、社会関係における不調整或いは困難」を対象として予防をも伴いつつ生活の人間らしい確立を図ろうとする社会の多様な立場からの活動の総体として社会福祉独自の領域設定がなされている。

岡村、嶋田両氏の対象論域の記述を対比すると、岡村氏が「社会関係の欠損や欠陥」、そこから「均衡や調和」へ至ることを社会福祉の主要な仕事として認識しているのに対し、嶋田氏は「社会関係における不充足、不調整」、それ故の生活困難からの離脱を社会福祉の仕事としている。両者とも基軸においては、社会生活上（社会関係の主体的側面における）の基本的生活要求（ないし欲求）の充足、調整さらには予防が福祉事業・活動の対象に包含されている。さらに制度的欠陥に関して立論が甘いとされている岡村理論においてさえ、上述のように制度上の遅滞現象を念頭に置いた改革や代替も、明確に論理の中に内包されている。

このように見えてくると嶋田氏の対象領域の議論は、「その置かれた社会体制のもとで」という限定を除けば、前述の岡村氏の対象規定と近似するものである。嶋田氏の言わんとするところをより機能論的・分析的に述べれば、まさに岡村氏の表現と合致するともいえるであろう。

しかし、岡村論の社会システム内の均衡論・調和論的性格に対し、嶋田論は、不調整や不調和に発しながらその根源の克服という形での問題状況からの離脱を内在させており、システムそのものの問題にまで至らねば完結しない。即ち、嶋田氏の論理的希求は、岡村理論に（岡村氏によるその否定にもかかわらず）内在する「調和論的、均衡論的」傾向拭い去りつつ、社会システムのパラダイム転換をもその経済構造の転換をも含めて示唆するものであった。その「ビジョン」に構造機能論的にも説明を加え、さらに社会福祉の「ツール」に基盤を持った位置を与えるためにも社会福祉ないし社会事業の政策論、運動論の果実をも加えて理論的に総合化を図り、諸科学の成果を十二分に活用し「社会における一つの人間科学」への道が提示される。それを可能とする糸口として示されている表現が「その置かれた社会体制のもとで」に他ならない。その理論は、嶋田氏自らによると「ダイナミックインテグレーション・セオリー」と表現されるが、その内実は完全な形では示されていない。しかしその理論へ至る道程は示されている。いわく「社会体制とは、一つの社会的原理を基本として結ばれた、統一ある社会構成体を意味する。あらゆる社会的・文化的現象は、この基本的原理によって一義的に規定せられ、これを中心として相互連関性を保持する。われらをつつむ資本主義体制とは、利潤追求の自由、個人主義および打算的合理主義の三構成要素を基本原理

として、社会的・文化的諸現象がこの体制原理によって統一され、相互に連関せしめられる一つの歴史的個体性であり、資本主義社会における一定の社会的基準や価値観に基づく社会関係の不調整も、この体制原理に制約され、また歴史相対的なものとしての体制そのものの動態的性格に即応して、変化を予想せしめずにはおかぬ。」

さらに「社会的不調整は、微視（ミクロ）的には、社会生活上の基本的欲求と制度的集団との間に生起する当面的課題として処理されねばならないが、巨視的（マクロ）的には、社会体制が諸制度を規定し、また社会的欲求の在り方を制約しているのであるから、このような社会関係に対する社会体制からの規定性に注目していないならば、社会的不調整という概念も、非歴史的抽象性のなかに閉じこめられ、社会福祉はその歴史的課題を果たし得ぬものになってしまふであろう⁽⁵⁾。」

我々はこうした上述議論を手がかりにして、次章で、社会体制論に基づかれた嶋田理論の政策論理解を深め、さらに第三章で、それと連続する政策対応の必然を齎す場としての、社会生活上の基本的要らないし基本的生活ニーズの不充足、不調整状況を再整理し、さらに四章、五章で、嶋田教授の論理的可能性に導かれつつ少しく述べてみたいと思う。それは、総じていうならば積極的「互酬構造」を基礎にした（社会）福祉社会への道（そのヴィジョンとツール）へ通じてゆく。

第2章 社会福祉の体制論的理説：三元セクター論による再分析

1 社会福祉の歴史的実態と生活問題の扱い手

我々は、近代以降の歴史に刻まれた社会福祉動向について考えるとき、ハイマン（Heimann, Eduard）の社会政策論及び社会体制論に立返る必要を感じる。ハイマンの社会的施策に関する議論（Soziale Theorie des Kapitalismus, Theorie des Sozialen Politik, Tübingen, 1929年）は、大河内一男氏をはじめとした社会政策論者によって厳しい批判がなされたものの、現在その社会理論上の意味をさまざまな分野で復活させている。その背景には、政治経済上の国際変動、さらにはその動向を予知していたかの如き1960年代におけるハイマンの著作（「経済体制の社会理論」1964年）による多大なる影響がある。特に、後著に示されている広義の福祉政策ともいえる社会的諸政策による社会改革とその前提価値が幅広く許容されるようになったという時代の変化がある。そこに示された理念型は、今、現実的な意味を持つ価値体系として我々の前にある。われわれの社会福祉觀は、ハイマン流の理念型の中に包摂されてあるともいえる⁽⁶⁾。

ハイマンによると、近代の「経済体制」を支えている基準原理を次のように概括できる。それは、まず経済的な「拡張」とそのための「効率と剩余の独占的使用」として把握される。その基準原理にそって経済社会が運営していくために、この体制内では人間労働が非人格的となることが避けられない。こうして労働過程は、効率と拡張に寄与できる人にのみ開かれたものとなり、さらにそこに生み出された剩余の配分も拡張と効率に寄与する範囲でなされていく。ハイマンによると、こ

うした体制觀は近代以降の「経済主義体制」全般に当てはまるものであり、資本主義体制も（旧）ソ連型共産主義体制もこれに内包される。これは、かつて存在した「革命論」の終焉を意味する。ここでは、資本主義体制の現状を踏まえるにとどめ、上記体制觀を福祉との関連性を持たせつつ理解を広げてゆくことにする⁽⁷⁾。

われわれがその中に生きる経済主義体制は人間とさらに環境をも酷使していく。また、体制目標へ寄与する少ないとみなした人々への対応は過酷となる。こうした状況からの離脱行為、社会福祉の領域における生活問題を軸にした考え方については次章において述べている。それは、歴史的現実の中においては、上述の状況からの離脱を目指す改革運動として把握可能である。

こうした改革運動の主体と、それと対立する経済主義の結晶といえる資本主義の根源主体との妥協という形で状況の克服が一進一退を繰り返していく。その初期から中期の状況においては、「体制」がその弊害ゆえに生活者・労働者の不満の爆発を招き、破綻を来すことを防ぐために各種の「社会改革」が実施されていくのである。この「社会改革」の具体化として「社会政策」がある。生活者・労働者の立場からこの「社会改革」を見ると、経済主義的体制の弊害から脱すべく①労働の地位と尊厳の回復を目指し、②余剰の生活者・労働者の「福祉への配分」を目指す運動そのものであり、その実を結んだ結果が「社会政策」である⁽⁸⁾。

ここにいう「福祉への配分」とは、単なる「ゆたかな生活」のための配分を意味するのではない。ハイマンの従来からの思想に従って、我々なりに「福祉への配分」を言い換えるとするならば、「生命の基盤確立」をなすための配分という表現を用いることが出来る。我々はこれをより現実的具体的に政策的文脈の中で活用するために「生活構造の確立及び質の高度化」として位置づけておくことにする。こうした理解に基づいて考えるならば、前述した①の内容もこの目標値内に含まれることに気づくのである。生活とは、総体としてみると労働をも含む概念であり、その生活上の「構造」の確立や質の高度化とは、「労働の地位と尊厳の回復」施策をも当然内包する⁽⁹⁾。

生活者・労働者が、この目標値を掲げ追求する中で、それを可能とする経済のシステムをも求め続けるならば、「社会のために経済が統御される体制」ないしはポランニー（Polanyi, Karl）の言葉を借りて表現するならば「経済システムを再び社会の中に吸収する」ことのできる体制へも移行可能となるであろう。

ところで、上述してきたような意味内容を持つ「生活構造の確立と質の高度化」という表現に集約される目標に従い、生活者・労働者はさまざまな運動そして組織化のプロセスをたどってきたと総括できる。この動向に対し、前述「経済主義体制」は、効率を求め、剩余に至ってはその極大と拡大への独占的使用をできる限り求めようとする。この二者の対決図式と介在する国家権力そこに成立する社会政策の内実を概念的に示すと次節図-1のようになる。1920年代から1960年代にかけてのハイマンの著作に一脈通じる社会的諸施策の意思決定に関わる議論を簡潔に纏めると、このような図で示し得るエッセンスを見出すことが出来る。

2 政策規定力の二重性

まずは、上述の経済主義体制の基本原理と生活者一般・働く人々の求める目標値の対立構造ゆえに、さらにはその二者の極めて強固な勢力的裏付けの普遍化ゆえに、二者の力は政策策定（含む制度改革）にあたっての規定力として作用する。さらには、この政策規定力として作用する二者の力動的な動向に対応して、その二重性の動向が国家権力の主体に反映するという形で政策が決定され実施されていく（このような理解は、ハイマンの「反対原理」ないし「社会勢力」に関する議論を堀り下げるときに導き出されるが、我が国社会福祉界においては、嶋田教授が早くからハイマンの議論に検討を加えつつ二重の規定力のダイナミズムに関する議論を展開していた）。

近代以降の国家権力は、統合性の保持による国家体制の安定・維持という「自己維持的動機」さらには「拡張動機」を原点として諸制度・政策を決定し実施する。ここで、民主主義の成長動向をファクターとして重要視する必要がある。これが政策規定力の生活者の側からする運動力を作用させることができるかどうかを左右するポイントとなるからである。社会制度としての幅広い民主主義の制度的确立（citizenship の成長に伴い）があって始めて、規定力それぞれの意図の意味ある議論と時期・時代に合ったその反映が可能となっていく¹⁰。

特に旧来の社会政策論を軸にしながらその議論の現代にも生かせる側面を汲み取りつつ社会的諸政策の決定動向を見ることにより、社会福祉と関連領域の構造的意味を明らかにしておく。

社会的諸政策の領域に限って国家体制の安定・維持政策としての「国家権力によって思われた意味」を見つめ、旧来の社会政策論を念頭に置きつつハイマンの政策論を図式的に再定式化していく。こうした政策は「経済主義体制」下で「労働力」の「保全と培養」という国家体制の要請として集中的に表現される。しかし、ここにいう「保全培養」策とは、歴史的各時点において経済的社会的政治的且つ又文化的条件によって左右され一般的には拡大高度化していくという極めて歴史的な性格を持つ。このような施策内容は、その拡大高度化等の変容が上述諸条件のもとにあって二重性をもって把握される政策規定力の動向次第である。いわゆる経済主義が最大限に強力であり、またもう片方の規定力たる勢力の結集が極めて脆弱であるときには、国家権力はまったく経済主義主体の意のままである。例えば、初期英國工場法などというような歴史的施策が示すような極めて限定的な社会的施策が採用されるとともにその施策の実質性は乏しい。

いわゆる生活者・労働者等の勢力（「社会勢力」）的拡大・強力化にともない国家機構の権力中枢ないし主体が変容していく。ここでは社会勢力の強化に平行して進行する民主主義の深化・拡大動向が中心的な役割を演じるのであるが、これを前提として、国家権力主体の変容、さらにはそれによる政策決定に変化が見られるようになる。国家権力は国家機構の維持・存続・安定化を至上命令とし、それに添って政策内容の決定に変化を余儀なくされるのである。次第に政策決定に見る国家権力の位置が移行し、経済的ないし経済主義的要求と社会的要件の拮抗点の連鎖を経過しつつ調和点〔闘争の制度化（Dahrendorf, R.）段階における〕に至ることになる。この調和点をどのように

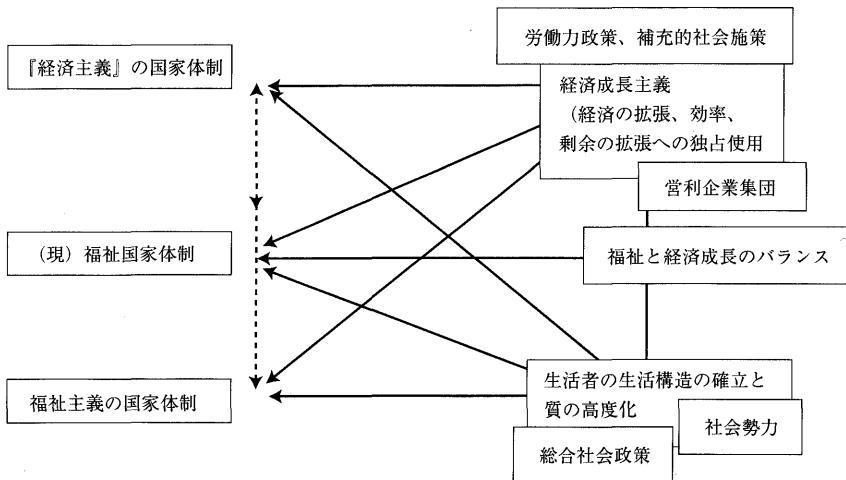
社会福祉本質論における互酬構造の位置と役割

理解するかは議論の分かれるところであろうが、ここでは、一応この前後の位置を「福祉国家段階の国家」と位置づけておくことにしよう。この位置へ近接するにつれ、これまで経済主義的市場原理を中心に動いていた体制が、福祉形成のための再分配原理をも重視する体制へと移り変わっていく。こうした国家体制を「再分配型福祉国家」（丸尾直美）と呼ぶこともできる。

以上が現時点からみたハイマンの社会政策論の政策規定力に関するごく簡略化した再定式化である。

ところで上述のプロセスの中で旧来の社会事業から近年の社会福祉に至る諸施策はいかなる位置づけを与えられるであろうか。孝橋正一氏は、社会福祉は「社会政策の限界そのものから」要請されるものとし、その限界を同じ目的のために「補充」し、「代替」するものとする。このように社会政策及びその補充代替策としての社会福祉は経済体制上の法則的な限界点を持つとされる⁽¹¹⁾。この限界点の堅持に対し、真田是氏は、「社会福祉を資本主義の政策現象として捉えるということは、政策的に制度化されたものに重心をおくということであって、社会福祉の領域範囲を政策的制度化に限るということではない⁽¹²⁾。」としている。ここには「政策的制度化」を越えてゆく道への示唆がある。われわれがここに提示するのは、図1に示されるいわば改良の連鎖による経済社会の構造

図1



注 図は、E.ハイマンの体制論をベースに、それを社会施策の高度化プロセスに適用して作成された。

変動の可能性である。さらに一番ヶ瀬康子教授による「社会福祉は、政策機能としては、他の広義の社会政策の代替的機能および補完機能であるが、その需要者、対象者にとって、生活に直接しかも対面的にかかわりをもつところの即時的で実質的な生活権保障であるといえよう。」という主張は我々にとって参考になる⁽¹³⁾。社会福祉の領域においては、特に人権意識を堅固に持ち、全ての人の人間らしい「生」を形作ろうとするあらゆる立場からの「社会勢力」的結集が各種各様の形態をもってなされることを不可欠とする。これまで、社会勢力動向といえば、ことさらイデオロギー

主導の労働運動を中心とするものであったが、この動向も後述する「共セクター」に属する組織、団体、活動体を中心とし、さらに、それも明確な福祉目的（広義）と方途をもって主導されるものへと変化しつつある。特に近年、全国的のみならず地域的にも、社会福祉領域の「共（中間）セクター」の働きが顕著になってきた。福祉全般への影響が歴史的にも幅広く把握、解明されるようになってきている^⑭。

3 政策形成に参与する三元セクター

ところで、我々は、経済主義体制の対極に「剩余」を全生活者の生活確立のために可能な限り用いていこうとする社会体制を位置づけることができる。即ちそれは「生活構造の確立と質の高度化」を体制の中心目標とする社会（福祉）主義体制と呼ぶことの出来る体制に他ならない。この位置においては生活者全ての人権が豊かに保障され、社会福祉の補充代替的性格も一般施策への統合により解消されていく。

経済主義体制が現実の歴史上の存在としてほぼその体制の実質を確認できるのに対して、こうした対極に位置する体制の設定は、単なる想定に過ぎないが、しかし前述した目標指向的かつ主意主導的な生活者の営みを重視し、その営みとその拡大・深化を確実に歴史の中に確認できる以上、我々はその主意主義的な勢力の位置する場を確信を持って想定することが出来る。ここでは、この位置を社会勢力が完全に経済を統御し生活福祉目標にあわせて経済を動かして行こうとする場と想定する。しかし、この位置に完全に徹することが出来ると考えるのは、経済主義的営みに関する認識不足というほかはない。その在り方は議論の余地があるが経済成長を無視して福祉目的の達成を図ろうとするのは空理空論であるからである。また社会勢力として位置づけた生活者の生活問題からの離脱～生活確立の営みも、ともすれば自利的集団エゴの発露となることも多く、公共の利益を念頭に置いた公や民間・市民組織によるチェックを要する場面も多々ある。

こうして我々の政策規定に関する理念型は、国家（ないしそれを頂点とする公）権力を頂点として、一方では経済主義的市場原理を原点とする点、もう片方に生活形成原理とそれを求める社会勢力に原点を持つ点を結ぶ三角形の構図を描くことになる。三つの規定力がニーズ充足の位置を探りつつ拮抗して行く。この拮抗が単なる勢力関係に終わることのない妥当性を持つためにはネオ・コーポラティズム的原則の合意が社会的に成立していることを必要とする。このネオ・コーポラティズムについては、この章の議論に関わる限りにおいて後述（第五章の2）している。

ところで政策規定力の三元構造図を描いてきたが、この福祉国家段階といわれる現時点での社会福祉のまさにその領域において、社会勢力によって担われない問題領域、担われにくい問題領域、担われても表面的に処理されてしまっている領域等が顕在化しつつある。こうした領域への対応がないがしろにされているということは、序に記したように現在は「福祉国家の偽装体験」の時といわざるを得ない。制度の大枠における「人権保障」を細やかな制度にまで浸透させ、福祉現場に貫徹させていくための社会勢力的バックアップを築くための世論の喚起、それをリードする社会福祉從

事者及び専門職の働きが求められる。情報の公開がプライバシーの問題を念頭に置きつつどこまで可能か、福祉的現状の調査をなす機構を市民・生活者レベルで堅固に保持することの可能性等、三元構造の社会勢力を原点とした位置に課題が背負わされている。

さらに、このような三元構造が次第に明確になるにつれ、国家（公）は社会的諸政策の策定にさまざまな不安定要素（政治・経済・社会的）を抱え込むことになる。安定的施策の施行・継続さらに効率化を図ろうとする計画性の導入が、こうした理由からもブッシュされる。社会計画段階の到来である。この段階では計画性と同時に、それに伴う施策の総合化が課題視される。この期を捉えて、社会勢力、市民・生活者レベルでいかにこの計画策定に参加するか、また自らの生活課題をいかに計画に盛り込むか、期待の持てる行動も芽生えつつある。

第3章 生活問題を基軸に置いた総合（社会）福祉論の試み

1 生活問題と生活構造

当該議論の構造上の側面は、前章で述べた体制論上の議論と直結しており、三元セクターのさまざまな相互連関状況により左右される。さらにまた第一章との関連でいうならば、岡村氏のいう制度的対応の遅延により「欠損」「欠陥」が生じている場合、制度的対応と現実の遊離がある場合、制度的対応を利用できない場合など前述された事態は、社会関係の主体的側面に関わる社会構造上の諸状況として表現される。まさに、嶋田氏の言う「そのおかれた社会体制上の」「不充足、不調整状況」が、第二章の体制論上の議論の延長線上に第三章ではより直接的に描かれてゆく⁽¹⁵⁾。

このような観点に立ち、「生活構造上の機能及び構造上の動的問題状況」即ち「生活問題」理解を進めることにする。

生活問題とは、「基本的生活ニーズの不充足、不調整」（嶋田啓一郎）を意味する。われわれは、それを人間の生活構造上の機能及び構造上に発生する動的問題状況として捉え、この問題状況打開の道が充足や調整へと連続していくと理解する。

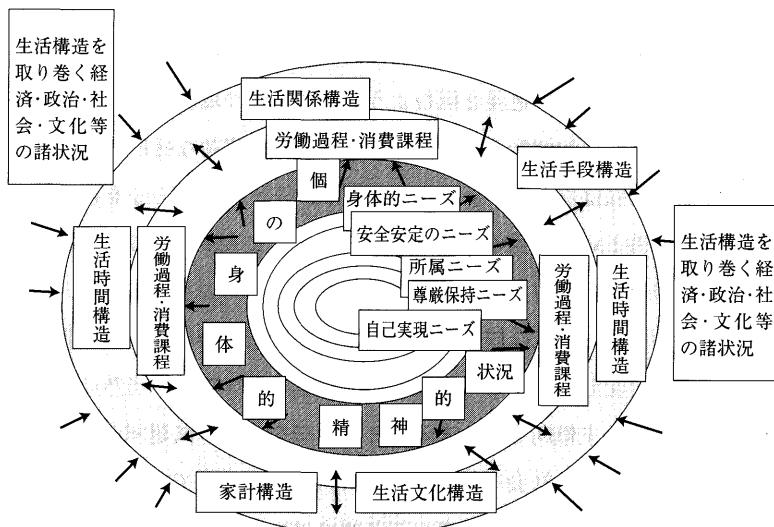
したがって、「社会的認識」と言う通過儀礼を伴った形で理解されがちな「ニーズないし必要性」そのものを把握するに際して、その通過儀礼の持つ問題性をも究明し、さらに必要性の不充足・不調整を生じさせる生活構造上の問題、機能要件など多角的な解明によっていわゆる「生活問題」の具体的な姿が明らかになると考える。

ところで、従来社会福祉には、ニーズが生じ来る原因を明確にしようとする「原因解明論的」なニーズの把握があり、また他方ニーズの現状を把握することに力点をおく「状況論的」さらにそれと関連性の深い「技術論的」ニーズ把握が代表的なニーズ論として存在してきた。こうしたそれぞれのあり方に一面の真実を認めるものの、われわれが嶋田の対象論に依拠しつつ試みる把握の在り方はこの総合を求めるものに他ならない。即ち前者がニーズ発生の原因を明らかにすることに主眼

社会福祉本質論における互酬構造の位置と役割

点があり、後者はニーズの現状把握に力点を置くのに対し、われわれは、生活構造全体の中で、その内側における相互連関とそれを包み込む社会状況全体との相互連関の中で「生活ニーズ」を把握してゆこうとする。こうした立場を採用することによってのみニーズが総合的具体的に把握される。例えば、一定の精神的身体的条件を持つ個人のそうした条件に即した「身体的ニーズ」～「所属ニーズ」その他諸ニーズを考えると、それぞれを達成できる消費過程、労働過程、さらに構造要因としての生活関係・家計経営・生活手段・生活文化・生活時間・生活空間があり、さらにこれら全体を包み込む社会・経済・政治等の状況があり、これら全体の有機的関係の中で、その個人の持つ「主体的側面の社会生活上のニーズ」＝「生活問題」状況を把握することができる（図2参照）¹⁶。図-2は、マズロー（Maslow, A. H.）の「人間の基本的欲求」各層を軸に各ニーズを設定し、上述の有機的関係性の全体を概観しようという試みである。我々の言う「生活ニーズ」は、一定の身体的精神的条件を持つ個人がその置かれた社会・経済・制度等広義の社会関係に規定された生活構造内で「社会生活上の基本的欲求」の不充足・不調整を余儀なくされるという形で発現していく。

図2



注 各構造要因は、相互に関連し合って存立している。それぞれの概要を知るため各構造因子の一端を注記しておく。

【生活関係構造】家族関係：近隣ないし地域関係：生活援助の人的ネット（専門、非専門）。【生活手段構造】日常生活用具、移動・交通手段等の配置：医療・保健制度等：生活援助・回復・問題予防の制度・活動体。【生活空間構造】住居：地域環境：生活環境に関する諸制度。【生活文化構造】学問・芸術・娯楽等（享受・活動参加）：教育・文化制度。【家計構造】家計収入・支出。【生活時間構造】日々の生活時間の配分状況。

社会福祉本質論における互酬構造の位置と役割

社会福祉は、このようにして一個人の社会生活を全体的総合的社会関係の中で捉え、そこにある基本的生活ニーズの総体を把握し、その総合的充足、調整により個人としての自立生活への助力をなそうとする。しかし、こうした形でニーズを把握し対応することは至難の業である。そのため、一定の所与としての枠を設定し重層化されたニーズの氷山の一角ともいえる部分を取り上げこれをニーズとしがちなのである。我々は、このような氷山の一角としての「顕在化したニーズ」に止まらず、「潜在的なニーズ」をも視野に入れてニーズを把握する可能な限りの努力を重視する。完全なニーズ把握は不可能であろうとも、社会福祉が対応する所謂「社会的ニーズ」の固定化した設定を防ぎ弾力性と深さを持ってその設定を行うためにも上述の生活構造全体を視野に入れた視座が不可欠である。

ともあれ、狭義の社会福祉においては、その問題の深刻さゆえに氷山の一角への対応では真のニーズ充足に達することが出来ず全体的総合的な問題状況の把握とそれへの総合的対応をする努力が求められてゆく。現在の福祉目的が、次第にニーズ充足という方向性を確立して行くその程度に応じて、このような努力のプロセスとその成果が深さを増してゆく。現在の社会福祉におけるそのニーズ充足目的が堅固なものとなってゆくならば、人間にとっての真のニーズを基点とする目的性そのものが問題の実態把握やそれへの対応の在り方を決することになる。即ち個のニーズを見定める努力の中で問題の実態分析がなされ、それに応じて福祉施策が選択されることが通常となろう。そのためにも、こうした方向性への進展を阻むような不透明かつ場当たり的な意思決定、密室（施設、病院等に時として見られる）的情報遮断状況に於ける人権侵害的な援助対応等、我々の前に立ちはだかる壁がまず打破されねばならない。こうした壁が、ニーズの真の姿を覆い隠すからである。こうした壁が専門性の保持という名目のもとに形作られることも多く、福祉実践者の意識改革とそれを支える新しい時代の「社会勢力」的基盤が求められる。このような進展は、やがて狭義の社会福祉の視点を持って生活問題を可能な限り科学性をもって究明し徹底した問題把握に努める歩みを促進させてゆく。加えて付記しておくと、広義の社会福祉においては、当然のことながら一般化した氷山の一角をニーズとする主傾向を拭い去ることが出来ないが、問題解決をなそうとする個々人の生活問題状況の中にある狭義の社会福祉ニーズに視点をあててみてゆくと、潜んでいるニーズの真の姿が見えてくる。福祉の原点として狭義の福祉視点はいつも重要性を持つ。

2 主意主義的な人間存在と社会福祉形成

基本的生活ニーズの充足を生活者の側から捉えるならば、それは、人々ないし人の可能な限りの主意主義（ボランタリズム）的行動ないしそれを求める（近接しようとする）行動の中に、各時点での各種要因により規定されつつ把握される。この動的状況の中で、客体状況に取り囲まれてあると見える人が必要に応じて助力を伴い個人の現況に応じた自己実現への道に立ちつつ本来的な主体としての自己へと回帰していく。このような意味の「主体化」の中に生活ニーズ充足と言う名の生活

問題解決の本質がある。こうした主体化への道を前提にしてはじめて人権が擁護されるといえる。少しく説明を加えるならば、社会福祉においては、「生命の尊厳」を基礎に、「生存権・生活権から幸福追求権」までを含む人権、それを保持・擁護するための「ニーズ充足」が、目指される価値即ち目的となる。このような意味を持つ目的を目指し、一定の社会状況に対し意志的に行動していく。その中で客体に左右される（規定される）とともに意味を媒介にして客体をも左右しそのプロセスで意志の独自性・独立性を獲得していく（ないし近接してゆく）。

こうした主体化の道を生活者が実践していくときに生活問題解決のプロセスが築かれていく。そのような道の中で主体化を助力していくのが社会福祉の根本的な課題である。そこに社会福祉的な人と社会の行動のプロセスがある。前述した目的志向＝ニーズ充足的な社会福祉の在り方の徹底とはこのような人間の主体化への道でもある。

われわれのこうした福祉観、生活問題観によると、社会福祉の対象論における特殊化的状況を脱することが可能となる。岡村理論や嶋田理論にふれつつ前述したように、社会福祉の対象は社会生活上の基本的 requirement の不充足、不調整という齎された状況そのものであり、その問題状況を抱える人そのものではない。当初からその論理的展開の中では、人そのものの対象化は避けられている。しかし、現実には問題の発生因を究明するプロセスで、人そのものが対象化され、科学的という名のもとに「木や石を」「見る」かのように対象化が進行している。「弱者」「障害者」「老人」というような表現は対象化された状況表現の結果である。こうした議論については、人間にに関する価値論上の思考を不可欠とする。ここでは下記事項と注記により、我々の主張の一端を示しておく。

社会福祉の多くの実践結果は、このような対象化ではなく、主体化という目途に即して問題の解明と対応の成果をわれわれに提示している。その成果は、各学問分野毎に医療、保健、教育、経済といった分断された専門的問題解明や対応ではなく、人間の主体化を明確に目途としてそれに即した解明や対応の総合化、さらにはそうした努力の自然な流れのなかで、その人と真に「出会う」こと（ないしその道に立つこと）を我々に強く求めるものである。社会福祉実践者は、問題を抱えるその人の全人性への応答を目指して諸科学の広い知識とその応用により総合性を持った相談業務、コーディネイト、マネジメント、ネットワーキング等々を実施してゆき、そのプロセスで主体としての実践者と問題を担う人との「出会い」を絶えず求めてゆく。「出会い」（ないしその努力）により、人は問題状況により隠されていた主体としての自己へと回帰する道を見い出すことが出来る。即ち自ら問題状況を克服する自立の力を得る。

人そのものの「客体化からの離脱、即主体化の道」すなわち真実の「出会い」への道をたどるという福祉への道は、対象化の解消とともに、社会福祉対応の真実の在り方をも我々に指示してくれている。

弱者と強者、問題を抱えた人とそうでない人、こうした区分が社会的に拭いがたくあるが、

社会福祉の上記のような在り方が現実化するに応じて、特殊化や対象化は、単なる遅れて進行する政策論上の便宜的表現にとどまるようになるであろう。

ここに述べた我々の社会福祉的人間観の存立は、注記に引用するような人間の相互存在に関する考え方方に支えられている。われわれの価値前提についての詳述はこの小論の範囲を越えるので別項に譲るが、そこに展開される世界は、福祉的人間観の基軸的視点をわれわれに提示している⁽¹⁷⁾。

3 生活ニーズを基点にした総合（社会）福祉への道

我が国においても、当節表題のような方向性が今多く論じられるようになってきているが、その動向の先駆けとして、時期的にはやや尚早の觀があったものの1977年に経済企画庁より「総合社会政策」の提言がなされている。「総合社会政策基本問題研究所報告書」がこれである。それは、いわゆる社会政策を労働力政策的伝統を持つものとしてではなく、むしろ現段階で把握できるイギリス流のそれとして捉えている。それはまず、「市場経済の機能を前提としたうえで、市場行動によっては充足され得ない物的及び社会的な欲求充足機会を政府の活動によって作り出すこと⁽¹⁸⁾」と理解されている。

「総合社会政策」への道程で施策がどのように拡大されていくかを報告書に添ってみていくと、それは、社会保障段階から始まり、公的扶助、社会福祉、社会保険、公衆衛生及び医療を内容とする。次の段階としては、より広義の社会政策が成立し、上記以外の健康、労働、教育といった人的資源に関連する諸政策及び所得・消費、住宅、物理的環境といった物的資源に関連する政策をより総合化した形で内容として含むことになる。このような総合化志向は、経済政策との整合性の保持にもおよび、そこに社会一経済政策ないしは計画との対応において狭義の「社会計画」段階が想定される。これがより一層の広がりを持ち「文化的資源」や「関係的資源」をも含めて総合化され、経済政策も全体社会計画の一部として作用するような段階—総合社会政策段階が成立を見る。

報告書はこれを「いわゆる経済と社会を包含する極めて広い意味でのトータルな社会システムを対象とする政策」としている。21世紀を見据え、このような段階へのステップをどのように築くかを模索することの必要性を感じる昨今となっている。

トータルプランを必要とする問題状況は、この報告書作成時点とは変容している。しかし、場当たり的な政策的対処による弊害は当時よりも深刻である。「(これまでの) 社会政策には一貫した論理と整合性が欠け、事後的処理策の積み重ねとしての性格が強く」あった。そこで「より体系的、事前のかつ広範な関連領域にわたる政策の企画立案を行うことが必要になってきた」とし、その具体化としての「総合社会政策」が当然の帰結となるとする当該報告書の反省は、今こそまさに深くなされるべきである⁽¹⁹⁾。

さらに、今後「生活構造」上の問題が身近に生活問題が生じる中で国民全般にわたり認識されるようになり、それに応じて社会勢力各層による「生活構造の確立」と更に「質の高度化」を要求する動向が強力となるならば、こうした社会施策の総合化の道は、相互の協調的前進のためにも不可欠となろう。この動きの進展により、政治的・経済的・社会的等の各次元で関連事項の諸決定に社会勢力による参加が進むならば、このような「総合社会政策」への道は、社会が経済を統御する状況としてのE. ハイマン流にいうと「統合社会体制」と呼ぶことのできる新たな体制へと連続していくものとなる。社会的諸施策形成プロセスにすこしき分け入って付言しておくと、地域生活者の参加を生活形成施策の中で幅広く受け入れつつ地域生活そのものの成り立ちを図る、いわば「コミュニティー・ミニマム」的接近が高度化していくことが求められる。そうして、その地域生活者（地域における在宅、施設、病院等での生活者全てを含む）の次元でのミニマムと共に国民的ミニマムをそれと協調させて整合化させながらその拡充を図ることが課題となる。

我々は、第一章において人間福祉という「上位概念」に基づく社会福祉の考え方について述べた。上述のように生活問題への対応から積極的人間福祉形成に至る総合政策的方向性（あくまで目標と実体との差異を内在させながらも）を確認するときに、かつて社会施策が総合性をもって目途とする「上位概念としての社会福祉」を示唆した竹中勝男氏の意図も、無下に否定しさるべき安易な思想ではなく、現時点から見るとむしろ福祉理念の統括概念の提示であったと評価できる²⁰。我々は、ここにいう「上位概念」を、最広義の社会福祉概念として理解しておきたいと思う。政策面においては特に、この「上位概念」に向かって目標値が収斂し、現実的制約はあるにせよこの目標による経済統御により総合社会政策への道が開示されるといえる。

ところで、いかに総合社会政策が国家行政上広く人間福祉政策的意味を持つことになろうと、その福祉自体が人間個々において異なりを持って捉えられる以上、いつの時点でも施策として実施し得るのは個別的にせよ一般的にせよ福祉的生存の基礎をさまざまな角度から保障することのみである。我々はこのための諸施策を将来的には総合社会政策という枠組みの中にそれぞれの独自性を保ちながらも位置づけられるであろう社会福祉・社会保障・関連施策といった「生活構造確立」（社会生活上の基本的ニーズの充足の連鎖による）のための諸施策として位置づけることができる。しかしこまでの考察の中ではその「確立」を根源で支える究極の価値基準についての議論は差し控え、単にそれへ至る在り方として、注記において「我と汝」の概念に言及するのみにとどめた（注17参照）。現時点では、目前の生活危機の全国民化という事態に対応し、社会福祉の究極的方向づけないし究極的価値の議論も幅広くなざる必要がある。即ち狭義の社会福祉から最広義の社会福祉までを貫く脈を示す「社会福祉の哲学」を本格的に議論する必要がある。近年、この題目に真向かった阿部志郎氏による著作がこの議論の広がりに大きな影響を与えつつある。これに加えて「全人的人間の統一的人格の確立」を社会福祉実践の究極的価値とし、そのための社会システムの形成を提唱する思想（嶋田啓一郎）がこの課題に重要な示唆を与えてくれることを付言し、前述してき

た文脈に立ち戻る⁽²⁾。

第4章 社会福祉本質論に見る互酬性と「共セクター」

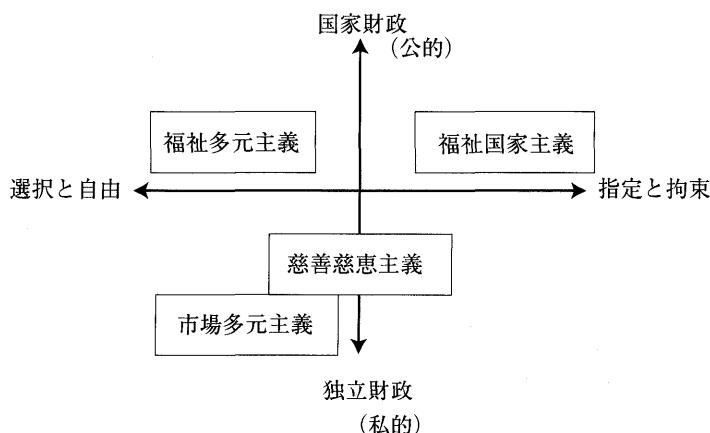
1 社会福祉形成のイメージグラフ

経済力をベースにした政治力に政策規定力の中心があった時代から、次第に社会勢力の力が増大するに伴い以前の政策規定力との確執のなかにもバランスを保持しようとする在り方が一般的となっていく。このために民主主義の成長が不可欠であったことは前述した。こうした力の関係性のもとに政策が講じられる時代から、総合化・計画化に並行しつつ政策目的が練磨され、市民、生活者のニーズに真に対応する時代へ移行する。そのためには、単なる勢力としての社会力から、幅広い領域にわたりニーズを見極める力を持ちさらに計画化、総合政策化をチェックしてその効率や福祉性を検討できる社会主体へと脱皮する必要がある。そのためには新たな「公共」機関としてのオンブズマン機構（ないし類似機構）を付随させることが不可欠になる。それにより客観的社会勢力の存在が許容される。

さて、こうした動向を可能とする今日的な政策規定力の姿を描いて行くことにする。それは、現状の中に存在を強化しつつある構図である。

今日の社会福祉の姿を分析的に把握して行くときに、特に次のイメージグラフは参考になる。これは国家財政との関わりを軸に、その国家財政と権力に規定される点からの拡散を図で示しており、今日の上述したニーズ本位の政策規定の性格を理解するためにも有用である。

図3



注 図は、Taylor M. & Lansley J.によって提示された社会福祉イデオロギーの図をベースに、解釈を加えて再編成したものである。

上図は、Taylor, M. & Lansley, J. による概念図に基づき、現状の福祉動向を認識しつつ作成された^②。彼らは、縦軸の片方に財政主体として国家を位置づけ、もう片方に国家に拘束されない（ないし拘束されることが少ない）自由な独立した財政主体を位置づける（財政基盤に対する国家による拘束度合いを示す軸）。横軸は、片方に施策ないし活動に対する財源配分が国家指定され選択の余地のない位置、もう片方に個のニーズを充足する施策ないし活動（行動）に対する自由度の高い選択を位置づける（活動の自由度を示す軸）。こうして4つの領域が区分されるが、現在の代表的な福祉イデオロギーはそれぞれ図に書き込まれたような領域にその主要な位置を占めると一応考えて議論を進めよう。図に示されたように、その代表的な福祉イデオロギーを①福祉多元主義、②福祉国家主義、③慈善慈恵主義、④市場多元主義としてそれぞれを検討してゆく。

「福祉多元主義」は、国家財政による支えとそれへの依拠をしながらそれぞれのニーズ充足に当たって選択の自由度を保持してゆこうとする在り方としてここでは位置づけられている。それは多様な福祉団体・活動体等の力を借りつつ福祉供給を多元的に進めてゆこうとする。そこで望まれる在り方としては、国家がさまざまな采配を振るうのではなく、問題に近いところから、身近な人々が行動を起こし、行動体としてサービスを提供する。しかし財源的には国家もかなりの程度責任を持つ。

次に「福祉国家主義」の領域であるが、ここでは、国家の介在とサービスの供給がほとんど全体に及ぶ。ボランタリー・セクターの存在も、国家施策の枠内でそれを補足する。さらに私セクターも国家施策に枠付けられていく。

「慈善・慈恵主義」においては、その在り方の多様性ゆえにさまざまな位置が考えられるが、ともかくも財政主体の独立性と独立した選択が可能な位置を占めることになる。特に欧米では周知のように宗教や思想的な背景のもとに強固な組織を持ち、一つの福祉供給領域をなすほどの大きな力を持っている。

最後に「市場多元主義」領域であるが、消費者としての各自（ないし家庭）が自ら福祉を購入して行く。多様な形での自助がここにはある。

ここに図示されたように、国家財政を軸として福祉施策や活動を描く時代から、今日ではかなりの広がりある拡散が生じている。これは、福祉供給における多元化の進展（広義）として理解できるであろう。しかし、図に示された福祉供給ないし福祉形成の各領域が、今日特定化されそれが固定した独自の領域を持つかのようにまたそれが排他的であるかのように議論されることがある。このような極論は、今日の福祉形成の現状を色眼鏡をかけてみて曲解を押し付けようとする議論というほかはない。現在は、多元的な多くの試みがまさに幅広く展開されている時点なのである。

ところで、こうした多元的な福祉供給がなされる時代であればこそ、状況の中で福祉供給における規定力を整理検討し、その実態分析をし、それぞれにニーズ充足的福祉の在り方を基点として据

える努力をしておく必要がある。さもなくば、多元的な供給主体毎に如何様にも解釈され実施されて行く福祉によってニーズを抱える人々が翻弄されかねない。

そこで、我々は上述された図の各イデオロギーを内包する福祉形成の規定力を「福祉供給主体の関係図」として類型化して考えて行く。

それは、「公」セクター、「私」セクターに加え「共」セクターの3つの供給主体から形成される。現代の福祉供給主体に特徴的な「福祉多元主義」とは、上の「共」セクターの福祉供給への大幅な導入を求めるものである。また「慈善・慈惠主義」も「共」セクターの働きに多大な意義を見出し、その福祉形成に期待する。次に「福祉国家主義」は言うまでもなく、「公」セクターのほぼ独占的な福祉供給を求めるものである。現代の先進国家は、何らかの意味でこの福祉国家化を目指しており、「公」セクターの働きとその差異はあるもののいずれも無視できぬ大きさを持っている。最後の「市場多元主義」は、近年、福祉形成への参入を加速させており、「私」セクターが家族を基礎としながら多様な市場による福祉供給に頼らざるを得ない状況に立ち至っていることを感じさせる。このように上述の福祉イデオロギーは、供給主体という側面を見るとき、この「公」－「共」－「私」の三者によって構成され、従って現代の福祉は、この三つの主体が、相互に影響力を及ぼしつつ形成される。(図4参照；この図は公－共－私の動的関わりを把握するために有効である)

図4-1

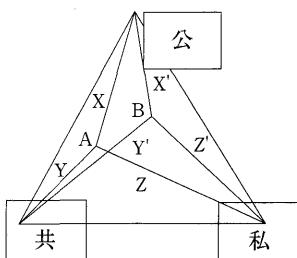
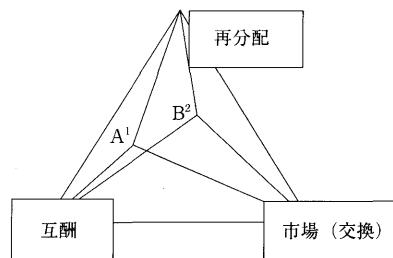


図4-2



注 与件の設定のもとに、左図における「公」「共」「私」各福祉供給ないし形成量をX, Y, Zとしその拮抗点をAとする。A点は与件の変動によりB点等へ移動していく。4-2図はその量を保障する経済基盤構造である。図は、K. ボールディング、K. ポランニー及び岩田昌征の経済システムのトリアーデ図式的理解を基礎に設定している。

さらに我々は「公」「共」「私」のそれぞれにその供給を左右する規定力が作用していることをも見出すことができる。「公」には政治・経済・社会の力の関係が作用したことを前章の経済主義体制段階からの推移の中に見ることができる。そうして、それは民主主義の高度化に伴いニーズ充足という方向性を目指しその理念が規定力として働くようになる。これは、「共」セクターの位置づけの明確化とその作用力の強化に依るところ大である。この「共」セクターの深化的拡大は福祉形

成における民主主義の高度化に大きな作用を及ぼし「公」の福祉形成に大きな影響を及ぼす。しかし、「共」セクターも時代の政治・経済・社会に規定され、決して名称に表現される純粋な共生的福祉形成体というようなものではない。その存立は、「私」に近い領域から多くの人々との「共生」のある域に至るまで多様である。しかし、それはニーズの相互充足と言う理念を「公」よりも純粋に抱く可能性を持つ（前述した所謂「社会勢力」は、次第に二分化しつつ、この共セクターを形成する。公をしのぐ先駆的、協同的なニーズ充足活動・組織体として、また制度をチェックしてその改善・改革を期す運動体として、さらには共にニーズ充足をなすためのコーディネート型組織体として成長を遂げて行く等々の活動組織体が先ず第一の類型をなす。他方、自利的なニーズ充足のみを求める勢力ないし私利を負い利益団体化するもの、さらには集団エゴによる他のマイナスを省みない第二の勢力類型も生じ、こうした勢力は大半が私セクター化してゆく。後者の存在を内包しながら「共生」の実質にいかに近づくかが課題である）。「私」セクターも言うまでもなく時代の政治・経済・社会に規定されつつ存立する。ここには、主として個人・家族による自己充足的な福祉形成と、「市場」による営利を求める福祉商品の供給がある。

近年の社会福祉供給を考えいくと、公的次元のいわば再分配による社会福祉供給と私的次元の自助による福祉形成、さらに温存されてきた地域的共同性による支え合い（ないし相互扶助）という在り方に加え、低成長～マイナス成長経済下の国による「再分配型福祉形成」の限界という認識を梃に、再分配ができる限りセーブするという政策方策がその位置を強化して行く中で、供給主体としての市町村の役割重視、「共」セクターの新たな意識的な形成やさらに「私」セクターに市場が絡み供給主体化してゆくという動きが加速されることになる。こうして「共」セクターの後述「意志的互酬」や更に「私」セクターとの関連で「市場交換」が重要度を増すことになる²³。

2 新たな生活者による規定力のあり方としての「中間（共）セクター」

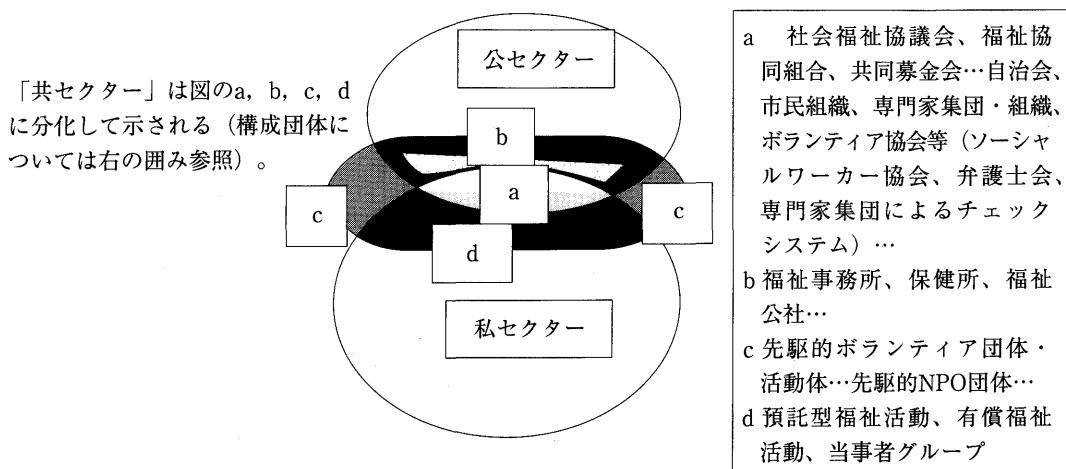
我々は、中間セクターによる社会福祉ニーズの把握を基点とした生活密着型の福祉形成を今この現時点において課題としている。それにより、あまりに官僚化した公的福祉形成を是正し、加えて利用者をないがしろにした営利本位の福祉商品化を防ぎ、さらには福祉の常態化や高度化にも対応できるという世論が広がりを持つつある。

かつて、ヘゲデュシュ（Hegedus, Andras）等が、公的生活の二重性を指摘した。この認識は、我々に公的側面の二重構造を告げ知らせてくれた。一つは、極めて官僚的な権力機構としての側面である。もう一つは、同じ「公」といっても、公（共）の部分で、「社会的コントロールの実際の場所」といわれる自主的・自発的に人々（市民ないし生活者）が参与し、協同性を保って行くことのできる側面である。これは、東ヨーロッパが未だ社会主义社会であった時代に改革派の学者によって言っていたことである。そうして、東ヨーロッパに新たな社会をもたらしたのは、まさにこの後者の公（共）すなわち「社会的コントロールの実際の場所」であったのである。

社会福祉本質論における互酬構造の位置と役割

我々の言う中間セクターという位置は、まさにこの公的生活の二重の場の後者に近似する。特にその純粹形態=性格性を見つめるならば、まさに「共セクター」と呼ぶのが相応しいであろう²⁴⁾。

図 5



それでは、この「共セクター」を現実の福祉領域に見出すとすればどのような集団・組織がそれに抱取されるのであろうか。それを「公」及び「私」セクターとの関連を交え図示しておく（図5参照；公－共－私の役割明示と分業図）。上図の中間ないし共セクターの区分けされたサブセクターは、まずそのもっとも共セクターの「共」の度合いが強い部分が公私の協同としての「a」領域で示され、そこに社会福祉協議会、その他社会福祉諸団体、生活協同組合・福祉協同組合・高齢者協同組合等が位置する。「公」でありながら中間セクターとして区分けされる「b」の領域には、地域に根づいた公的体制、正に公共の性格が強力に保持されるべき保健所、福祉事務所等をはじめ、福祉公社、公の下部機関としての諸団体組織等が位置する。さらに公私でカバーしきれていない領域に自主的自発的に、また先駆的に取り組む諸活動体・諸組織体が位置する場として「c」領域を考えることができる。ここに位置する活動体等には純粹なボランタリズムに基づくボランティア団体・活動体や、市民運動体・活動体などを考えることができるであろう。最後に「d」の領域には、私的なメリットないし利益の形成を目指し協力し合ったり、企業体を設立するなどという動きがあり現時点では極めて活発な動きが見られるようになってきた。これには預託型といわれる福祉活動体や団体、有償でしかも利益を生みその配分が成される福祉活動、当事者グループ・活動体、家族の会活動、企業による福祉事業（営利型、フイランソロピー型）等がある。ここで付言しておくと、この各サブセクター内でそれぞれにボランティア的な活動を見出すことができるようになってきている。しかしそのボランタリズムの純粹性からあえてここでは、「c」の領域をその特性と共に浮き彫りにしている²⁵⁾。

こうした「中間」ないし「共」セクターがその性格を鮮明にしつつ「公」や「私」各セクターを生活問題に即した場から社会的にコントロールしてゆく力と能力を養うことが、福祉問題の深化と拡大が進む現代において強く求められている。

3 共セクターの経済構造としての互酬システム

「中間」ないし「共」セクターを、その構成団体、活動組織体に言及しつつ説明してきたが、次に「公」や「私」にも言及しつつその構造上の議論に触れておく。

ポランニー、K. は、「人間の経済」における実態を、「欲求を満たそうとする」「人間とその環境との間の制度化された相互作用の過程」であり、それは「社会において物質的な手段を提供するために機能する」としている。その「欲求充足」のための「物質的手段」提供に安定性、統一性をもたらすべく設定される「相互作用の制度化」が「人間の経済における主要な統合形態」に他ならない。それが「互酬」、「再分配」、「交換（等価）」であり、それぞれの特質について要約的に記述すると次のように纏められる。「互酬」とは、「ふたつ、またそれ以上の対照的に配置された集団の存在を含」み、「財、サービスの動き（あるいは配置）を、対照的な配列の呼応する点の間に」みることのできる形態ないし状況として描かれている。「再分配」は、「中央の確立」があり「対象物が物理的に移動しようと、配置のみが推移しようと、中央に向かう動きと、そこから再び外へ向かう動き」とを保持する。最後の「交換」については、「市場システムという制度的パターンの存在」を前提に、財、サービスの「システム内の分散した、或いは任意の二点間の動き」を示す「交換」である。それに「対称的に配置された集団構成体」、「中心構造」、「価格決定市場」というように構造上の前提が定置されている。

ところで上述「交換」とは、一般性をもつていうならば、「互酬」をも含む概念である。混乱を避け、我々のいう「互酬」の意味を明らかにするためにポランニ一流の二者の理解を下地にしながら、ボールディング（Boulding, Kenneth E.）の両者に関する見解を対比させつつ概念の明確化を図っておきたい²⁹。ボールディングもいうように、発生史的には、互酬交換からいわゆる交換が発達してきた。この両者の区分は、相互に混ざり合う傾向があり、それぞれの純粹抽出はなしぎたいのであるが、あえて差異を示すならば「互酬は、AからBへのある種の財・サービスの公布と、それに対応するBからAへの交付」を同時ないしは後れを伴いながらもおこなうことであり、「交換は、AからBへのあるものの移転、BからAへの他のあるものの移転を含む」とされ、それぞれの根本的相違は、「明示性の程度と契約の仕方にある」と主張されている。「互酬関係は非形式的で、しばしば慣習的で非契約的であり、また全く明示的でない」ことが多く、「交換関係は、契約関係であって形式的であり、明示的である。」またさらに互酬の条件は、きわめて漠然としているのに対し、「交換においては、客観的な価格」または「交換率があり、その動きが当事者間の交換の利益を再配分する。」

社会福祉本質論における互酬構造の位置と役割

ボールディングは、「互酬」を「交換」に対置して非形式的、非契約的、比率の非明示性をその特性としているが、こうした「互酬」は、前近代的様相を残存させる地位社会か、或いは現代においては、何らかの形で家族の中にからうじて把握されるにしか過ぎなくなっている。もっと不分明な形でならば、ボールディングも指摘するように、交換に付随してそれと混在する主觀的側面に残存している。このように理解していくと「互酬」は、限られた社会の一側面に追いやられ、きわめて限定的にしか存在を許容されないものとなるかにみえる。しかし、われわれはこの互酬をより積極的に「地域社会を中心に、社会構成員が意志的に作り上げていくもの」と理解していく。そこでは、非形式性、非契約性、比率の非明示性がかえって意味を持つことにもなる。

われわれは、このような意志的「互酬」を前節で述べた「共」セクターの主要な経済構造と理解する。

ところで、ポランニーに従い「再分配」の特質を位置づけるならば、それはまさに「公」の主要な経済構造と位置づけられる。「交換」が上述の意味であるとするならばそれは市場交換以外のなものでもなく、それが現経済体制の中で「私」を基礎付ける主要な経済構造であることは言はずもがなである。

前述した福祉領域における「共（ないし中間）」セクターの現時点における重要度とその存立基盤強化の意義は、そのまま当該セクターの福祉経済基盤強化の意義に直結していく。われわれは、かつて別項において、ポランニーの「互酬」の内実理解に基づき、それを「可能性に応じて提供し、必要に応じて受け取る」財、用役の相互性の流れ（ないし相互充足）とした。そのような「互酬」の場においては、提供される財、用役を価格値で表すとすると、それはニード保有者の提供（負担）能力にしたがって決まるのであるから多価となる。さらに互酬によるニード充足が可能であるということは、必要とする人が必要に応じて持てる能力内で提供するのみで充足できるのであるから、人間のニード充足を平等化し、それによる人間存在の価値の平等を実現する。すなわち「互酬」は岩田昌征氏がいうように「一物多価」と「人間一価性」を実現するといえる。²⁷⁾

現今の福祉領域においては、上述のような意味を持つ基本的社会生活ニーズの相互充足構造を、意志的「互酬」として主体的共同の中で創る努力が求められている。

第5章 互酬システムの展開と役割

1 経済主義的規定力から社会（福祉）主義的規定力への移行

現代は、人間の生活基盤としての経済構造が、パラダイム転換を遂げつつある時代である。これは経済先進国に濃厚に表れている現象であるが、その動向の広がりは、周辺中進国や途上国を巻き込んで行くことになろう。それは、情報化の急進と世界ネットワーク化、高齢化の進展、環境問題のグローバル化、こうした事とも関わりながら「何のための経済か」を求める意識動向の広がり

社会福祉本質論における互酬構造の位置と役割

……これは経済成長（拡大）至上主義の終焉、国民が求める価値の多様化、「無駄の経済」（無駄な投資や消費によって成り立つ経済）への反省等という形で一層広がりを増しつつある²⁸。

この経済のパラダイム転換の中で、人間が生きるための経済の構築が進展して行くことになる。それはこれまで課題視されてきた「何のための経済か」が問われるとき当然の帰結として考えられる方向である。そうして人間が生きるための経済の中身に次第に一般的な形で福祉ないし広義の社会福祉が浸透して行く。これが前述した「総合社会政策」への道の背後の動向でもある。

この状況については、福祉国家が辿ったように非市場的福祉部門への、特に公的部門への資源配分が経済成長や輸出に悪影響をもたらし、ひいては国家経済の足を引っ張ることになる等の批判もある。しかし経済構造変動が急速に進行する今後の状況はまた違う考え方へ立つことを我々に迫る。このことについては、国内における公共投資の持つこれまでの意味が変容し、「土建国家」的状況から離脱しなければ、もはや縮小経済に向かい国家経済の維持のためにぎりぎり必要な経済成長さえおぼつかないことを指摘しておくにとどめる。確かに裾野の広いこの産業分野への投資は、経済効果の期待できる経済浮揚策としての意味を十分持つものであった。しかし第二次産業部門の比重が低下し続ける産業動向の中では、むしろ経済のソフト化ないしサービス化に目を転じて、もっと本目の細かい産業政策を開拓し、情報化、少子化・高齢化、福祉文化化、アメニティー化、グローバル化等の動向に即応できるような転換が必要になっている。こうした転換を考慮に入れると、福祉・医療・保健への公的資金の投下、福祉産業育成、福祉活動体育成のための公的助成等は、新たなサービス経済構造への誘いのためにも、経済への刺激策としても有効である。特に高齢化から超高齢化へ向かう動向の中で、国民に広がる不安と将来への備えが、現時点での消費動向冷え込みの重要な一因となっている昨今において、生活の安定を感じさせる施策実施の重要性は言うまでもないことであろう。

このような動向の中で、生活者全体の生活良化（ハイマンの意味における *gutes Leben*²⁹）を求める施策が経済的にも効果をもたらすようになり、政策決定の規定力として、これからは広義に捉えた社会福祉主義とでも言うような方向への力が（そこへ至りつくか否かは別として）より一層強く作用するようになってゆく。

公的次元への福祉主義的規定力の作用が一層強化されざるを得ない中で、互酬協同としての「共セクター」内の多様な福祉に関する意志が結集し、現実にその力を行使し主導力を發揮していくことが求められる。そこにまさに福祉社会といわれる状況が築かれてゆく。

2 「ミーイズム」からの離脱と「共」セクターの役割

「共セクター」の存立と拡大を不可欠とする事態が益々広がりつつある。

周知のように、近代社会は「個」の開放とその独立性の保持さらには「個」の確立という方向をベースに進んできた。しかし、個の確立に至る前に、個が自己充足にのみ埋没する事態即ち「ミー

イズム」に翻弄され、そこからさらに経済的利益をむさぼる経済的ミーイズム、政治権力の保持にのめり込む政治的ミーイズムをはじめ、あらゆる場で自己充足のためにのみ「まさに自己という牢獄の中で」行動する人間と社会の病理動向が顕在化してきている。

こうした中で、特に福祉状況を共に築こうとする福祉「共」セクターの存在の意味は極めて大きいといえよう。特に我々は、前述のように社会福祉の意味を、人それぞれを対象化することなく相互に意味ある個として「全人的人間の統一的人格の確立」を目指しつつ、生命の基盤に立ち生活問題の解決を担い合うところに見出した。この理念に従う社会福祉の在り方は、当然に「共」セクターの充実や拡大さらには深化を求める。ここで、我々は、近代を越えて行く、新たな個の在り方を知っておく必要がある。それは、近代のもたらした「個の確立への道」を否定することでは毛頭なく、いうなればその高揚である。それは「自己という牢獄」に閉じこもる個ではなく、相互に個の存立を支え合う「個・共同」という新たな次元の構築である³⁰。ここでは、紙幅に限りがあり、詳しく触れることができないが、その「個・共同」の存立、ないし「個」と「共同」の一個人内的同時存在が、ネオ・コーポラティズムの思想に照合する時、現実領域の指針となることに触れるのみにとどめる。このネオ・コーポラティズムの立場に立つと、新たな次元の「共」の在り方（個人的にも、社会的にも）が我々の眼前に開かれる。それはまさに個・共同=協調の在り方に他ならない。それは意識化された目覚めた個による多元性の許容力の増強、即ち、多様な存在を許容しあう在り方に始まり、その中でも社会や集団の構成員は相互に行動をコントロールしあう、調和力を持ち合う、さらに均衡のとれた調整が為されそれを相互に許容しあう、相互信頼を保持しあうように努力が為され、また相互に差異なく接近しあいそれが同等同格の代表性をも保持し合う、また自由な討論が可能な制度化が確保されている、また各自は集団への福祉性を目指した貢献の義務を持ち合う等々がその内容をなす。それは「相互律」（難波田春夫）の人間と社会の在り方にも連続する立場でもある。ここに示したネオ・コーポラティズムの主要な指針は、「公」「共」「私」各セクター内でまた他セクターとの間における関係性の基準となりうる。現代は、こうした基準を負いつつそれが関係性を再構築して行く時代である³¹。

3 あらゆる政策・活動・運動の原点としての社会福祉と互酬構造

前述したような広義の社会福祉が、今後、総合社会的施策の指針として重要性を増してきている。しかしこの広義の社会福祉も、それが存立する基軸なくしては存在すらできないのである。その基軸とは、言うまでもなく狭義の社会福祉に他ならない。

社会福祉の現代的意義を問うときに、確かに、超高齢化や児童問題の深刻化などに伴う社会福祉問題の一般化と、平行して進行する対応施策の一般化（例えば公的介護保険や児童福祉施策の広範な対応）、さらにはノーマライゼーションやインテグレーションといった福祉理念の社会的浸透による特殊化から一般化された福祉への前進などにより、社会福祉が広義即ち人間の生活問題全般へ

の対応という次元で語られることが多くなつた。我々は、こうした時点であればこそ社会福祉の出発点として狭義の社会福祉の内実とその抱く理念型を忘れてはならないと考える。誤解のないように付言しておくが、それは、あくまで社会福祉の特殊化や弱者救済的思想への逆戻りを示唆するものではない。ここに我々が指し示しておきたいのは、弱者としての特殊化や対象化という歴史的福祉実践が展開される中にあっても、それとある時は連続しながら、ある時は一線を画しながら、実践動向の中で次第に力強く築かれてきた人間生活を支える視座である。その視座とは、過去・現在を問わず制度化以前の福祉的実践活動の中に、特に日常的実践の中に数多く見出されるものである。「なぜこの人は、このような生活状況の中で苦しまねばならないのだろうか」「なぜこのような差別が許されるのか」「共に生きあう世の中を築くことはできないのだろうか」「障害故の生活苦は許されないはずだ」等々の日常的な心の動きが実践となったときに、次第に意識化されて行く人間の心の内側の人間への視点である。そこには、「生活世界」の日常の中にある「他者を主体で在らしめるところのもの」「愛」、「創造的な力を發揮する」「主体から主体へ伝えられる積極的活動としての愛」(Luijpen, W. A.) の芽吹きがみられる³²。「生活世界」のそれが、単なる心情であるとしても、また哲学的なまた宗教的な裏付けを付加できるものであったとしても、生活の内実から湧き出た視座に基づく実践行動の方向ないし結果は「社会関係の主体的側面」に問題を負う人々の「生活問題の解決、人間らしい生活のためのニーズ充足」という形を取ることになる。先に述べた言葉を用いると、「基本的生活ニーズの不充足、不調整」を解決するための「予防・回復・援助」、それによる「人間の生活構造の確立」ということになる。ことさらこのような実践は、深刻な生活問題を抱える人々の生活実態そのものから開始されてゆき、広がりを持ってゆくことが歴史の中で明らかである。そこには、「人間の生命基盤」に立脚した、人間の生命価値の平等とそれゆえの相互尊厳化の必然が次第に社会的な価値原理としての位置を堅固化して行くプロセスがある。しかし、深刻な生活の問題状況の中に生きる人々への対応はともすればなおざりとされまた基本的ニーズの何が基本的かを決めるのは、その時代の経済・社会・政治・文化等の状況であるとして、対応に問題解決への意欲さえ感じられないことが多い。しかし日常的に心を接して「生き会う」人々が、いつもこうした限界を越えて行く。前述した政策規定力の生活者側の基軸には、このような日常生活者の心の流れがあり、これが「生命価値の平等」を適確に時代の中で戦いとてきていることを我々は歴史の中に見ることが出来る。これは、(再述になるが) 民主主義体制の構築とその深化に伴い、前述「二重の規定力」を持つつも社会の中に制度としても姿をあらわして来た。こうした現在に到る流れを見るにつけ、生活者が互いに共生の道を築きながら生きゆく福祉社会の存立が流れの方向性として必然性を持つと考えられる。さらに付言すると、こうした福祉社会を可能とするセクター（中間セクター）の拡大深化と確立によってのみ福祉主義の純粹形が保持貫徹されてゆく。国家的な全体性の中では前節で述べたその変容があったとしても、経済主義的規定力を前提とせざるを得ないが、この共（中間）セクターの互酬展開の中では、前述価値基準の貫徹を前提とする人間

社会福祉本質論における互酬構造の位置と役割

相互の福祉主義的充足が可能となる。

今後、「深刻な生活問題への視座」「社会関係の主体的側面における困難」への視点を堅固に制度の中に抱き、それへの「先駆的な予防」・「回復・援助」を果たしうるような体制を、福祉社会の深化の中で築いて行くことが課題となる。そのためにも互酬構造を堅固に抱く社会福祉を文化として深く政治、経済、社会に浸透させていくことが課題となろう。また社会福祉専門職従事者は、この文化を最も良く体得することが望まれる。

根源的に生活を支える体制が、こうした努力の中で築かれることになる。深刻な生活問題への、共（互酬）セクターをも加えた「公一私」三元構造的対応により獲得された政策・活動・運動のノウハウは、やがて「総合社会政策」の中で、その政策的根源として生かされることになろう。また社会福祉以外のあらゆる活動・運動の中でも、根源的に人間を尊び、その存在に価値を見出す在り方が、曲折をたどりつつもさまざまな形で行動原理として定着してゆくであろう。かくして、あらゆる政策・活動・運動が人間の深刻な生活問題に対応することから広義の生活問題一般にも対応し総じて人間福祉の創造のためにあるという在り方が原則的になりとも定立されるようになる。それは、人間社会の全体的福祉社会化（狭義から広義にわたる）への道となる。

注

(1) 牛津信忠『生活問題と福祉社会の現況』「社会福祉ノート」保田井進・竹原健二他編、筒井書房、1982年、41ページ。健康保険組合連合会編「社会保障年鑑」1997年版、東洋経済新報社、24~27ページ。人間の「生活問題」に対応する広義の社会福祉の位置をまず視座におくべきであろう。それを一応この段階では制度との関連を重視し、現行社会保障即ち日本国民（在日外国籍の人々への対応をも含み理解）の生存・生活権保障の体系と一致するとして理解しておく。この「生活問題」として社会福祉対象を充実する一番ヶ瀬康子教授の示唆が社会福祉学へ与えた影響力を思い起こす。

周知のように、この広義の社会福祉（日本においては広義の社会保障に一致すると今の時点ではいえる）に内包されて、社会保険、公的扶助、保健医療諸サービス、さらに狭義の社会福祉があるという位置づけの仕方がこれまで一般的になされてきた。これに恩給及び戦争犠牲者援護を加え広義の社会保障が存立し、また住宅および雇用等が関連施策としてある。狭義の社会福祉の領域とされてきた介護が、社会保障の重要な柱である公的保険の体系に包含されようとしているが、このような相互の絡まりさらに連続性が形成され行く時点にあって、狭義の社会福祉の個別性・総合性・自立志向性といった理念を基軸に、狭義の社会保障施策も再編成される必要性が生じてきている。さらに、趨勢として現今のあらゆる施策に影響を与えていたりその施策サービス体系としての国際社会福祉は今後ますますその重要性を増していくであろう。

さらには関連領域として、社会福祉や社会保障とは一線を画しているかに見えた住宅や雇用施策が、生活問題の中で占める住宅や雇用ないし労働の重要性に省み、今後、広義の社会福祉の問題としてそれと共に内包されて論じられることが普通になってゆくであろう。

- (2) 岡村重夫「社会福祉学（総論）」柴田書店、1958年、130、140及び144ページ。
- (3) 上掲書、145-146及び152ページ。
- (4) 嶋田啓一郎「社会福祉体系論」ミネルヴァ書房、1980年、15ページ。
- (5) 上掲書、23ページ。

社会福祉本質論における互酬構造の位置と役割

- (6) Heimann E., SOZIALE THEORIE DER WIRTSCHAFTSSYSTEME, J. C. B. MOHR (PAULSIEBECK) TÜBINGEN, 1963, 152-190に記述されている改革のプロセスは、資本主義が自らの改革により持続的発展を遂げる変容動向であり、現時点から見ると自明のこととして把握可能な諸事である。またハイマンの社会理論における前提価値は、同書S.330に鮮明に表現されている。それは「歴史上の事実として、人間の生 (Leben) は、その本質を歴史に照らして見ると、キリスト教の伝統に（即することに）よってのみ宗教的な責任性の問題となりうる」この責任を果たし生きることがハイマンにおける前提となっている価値の世界である。
- (7) 野間俊威「経済体制論序説」有斐閣, 1968年, 25-27ページには、上掲書に基づくハイマンの経済体制観が簡潔かつ体系的に述べられている。
- (8) 上掲書「経済体制論序説」89~90及び220~221ページ。
牛津信忠「社会政策と社会経済体制」——E. ハイマンの社会政策論の再構成を目指して——長崎外国语短期大学論叢23号, 1980年参照。前者については、近代社会の進展に伴い労働組合の確立及び多様な対抗力の展開が実現化していくが、脱近代に向かうにつれ、労働そのものが人間の創造力発揚と連動していくような労働が人間すべてに開かれたものとなる社会に進んでいく。後者に関しては、「最低賃金制」や「各種社会保険」などといった被用労働者を対象とした社会政策から国民すべてを対象とした社会保障政策へと進展を見せ「国民の福祉への配分」がなされるようになっていく。ここに言う政策とは、言うまでもなく政策を位置づける制度改革をも含んでいる。
- (9) 前掲‘Sozial Theorie der Wirtschaftssysteme’ S.327-329において‘das gute Leben’として表現される生活概念をより総合的に表現するための試みとして本文に示すような記述を用いた。ハイマンにおいては、さらにこれを意志的に當む責任主体が問われている。
- (10) 牛津信忠『社会福祉と関連施策』前掲「社会福祉ノート」348~349ページ。上掲拙稿「社会政策と社会経済体制」参照。ここに提示する政策規定力に関する考え方は、嶋田啓一郎教授によるハイマンの社会政策論の社会福祉論的再定式化（「社会福祉体系論」嶋田啓一郎著、ミネルヴァ書房）に依拠しつつ、近代以降の諸社会的政策に関する独自の再分析を経て概念化したものである。
また福祉制度を築く上で民主主義が重視されるべきことは、例えばウェップ、S. におけるように早くから指摘されていた。彼においては民主制を土台にした「ナショナルミニマム」への到達という強調点が見られる。
- (11) 孝橋正一「現代資本主義と社会事業」ミネルヴァ書房, 1979年, 78ページ。
- (12) 真田是編「戦後日本社会福祉論争」法律文化社, 1979年, 233ページ。
- (13) 一番ヶ瀬康子「現代社会福祉論」時潮社, 1971年, 68ページ。
- (14) 例えば近年数多く編纂されるようになった各地域の福祉の歴史記述において例外なく社会生活の場、生活者の立場からの福祉への希求とその実体化の動きが力強く見られる。例えば筆者の関与した限りで見ても——「福祉のともしび——兵庫県社会福祉協議会」、「長崎県福祉のあゆみ——長崎県」等々の中に、いかに生活者とその生活意志を汲み取った先駆者の行動が福祉をリードし、それが制度化にも大きな役割りを果たしてきたかを実証的に見て取ることが出来る。こうした民間社会福祉と制度化の関わりの歴史は決して例外的なものではない。
- (15) ここにいう「社会体制上」とは、単なる一定の社会構造ないしは社会制度における状況を意味しているのではない。「経済体制」についてかなり古くからいわれてきた経済過程を支えるいわば「河床」としての経済の制度的枠組みを基底にした社会の全体構造を意味していると理解できる。
われわれはこの理解に立って第2章の「社会体制論上」の議論を開拓してきたのであるが、そこでは、特に静態的な構造機能論議に終始しないために、主意主義的な社会制度へのアプローチを重視した。これは従来の「体系理論」を乗り越えるとともに、「体制論」の不毛性を打破するために有効な論点を提供してくれる。こうした方向性を持つ以下の議論は、現時点においても示唆的である。「行為体系の全体性も動態性も、体系の主体性に帰着している」「合目的活動をおこなう制御体系としての行為体系は、体系合理化を基軸にしながら、体系環境に対して選択的に対応すると同時に、体系諸要素を制御することによって、合理的に行動することが出来る」「要するに体系は体系要素を組織化して効果

社会福祉本質論における互酬構造の位置と役割

的な制御をおこない、体系要素の能動的活動を高めることによって、体系合理性を増大させる」「体系合理化こそ主意主義的体系理論の基本原理をなしている」しかし「特定の体系合理性と特定個人の行為合理性の錯誤は決して見逃し得ない問題である。両者のずれの理論化なくして、社会体系の変動理論はありえないであろう。ある形態の体系合理化の矛盾がそこで明らかにされ、より高度の体系合理化の現実化によって、その矛盾が吸收されて行くのが社会過程の変動過程の基本的性格をなしている」(佐藤勉「社会的機能主義の研究」厚生閣版、1971年、262-263ページ)。

しかしながら、以上の議論にはかなり方向性における断定を内蔵した主意主義が提示されている。われわれはハイマンの議論に沿い、「既知の諸原因から新しい未知のものを生み出し、……生成のプロセスが完了してはじめてその諸原因に遡及できる」という在り方の中で展開する主意主義を「理性信仰」に陥る危険を乗り越えるために不可欠と考えている。

- (16) 牛津信忠『生活構造と社会体制』『論叢』24号、長崎外国语短期大学、1981年。

青井・松原 副田編「生活構造の理論」有斐閣双書、1971年、116~117ページ参照。

- (17) 対象化し合うことのない人間の相互存在について下記しておく。

「汝の主体性の存在ゆえに主体としての我もある。従って汝の主体化の道のための働きないし奉仕が我という存在の主体化（眞実のあり方）を支えるのである。」この人間の主体性に関する引用文は社会福祉の技術論及び政策論上の本質論の基軸となる価値を内包している。さらに「出会いとは、《我一汝》という第二人称的関係の関係自体である。人は木や石、その他理念のような抽象的なものには、けっして出会うことはできない。これに対して、見るという在り方は、見る自己に対して、見られる対象を対立させるゆえに、「対象化」の作用を内に必然的に含むものである。」

ここに言う「出会い」とは、人間存在を対象化することのない人格的主体間に成立するものである。社会福祉とは、このような出会いの形成の中で成立して行く。ここに表現された思想内容は、人間の関係性を捉える価値基準として実践段階の我々の行為に絶えず関わるものである。

以上の「我」と「汝」に関する引用2ヵ所は、大木英夫「ブルンナー」日本基督教出版部、1962年、69~70ページ。

- (18) 経済企画庁国民生活政策課編「総合社会政策を求めて」総合社会政策基本問題研究会報告書、経済企画庁、1977年、16ページ。

- (19) 同書6~7、13、17~19ページ参照。

- (20) 「広義における社会福祉の政策体系は、行政的には社会、労働、衛生、教育等夫々の分野に分散されている。しかし、社会福祉がこれらの政策に対する一つの上位の目的概念として把握される限りは、これらは同一の社会的基盤に対する同一の認識に基づいて、機構的な関連性を有するものでなければならない。これに対して、狭義の社会福祉政策は、社会事業及び社会保障の領域において一貫した理論的、政策的体系を確立しなければならない。」竹中勝男「社会福祉研究」関東書院、1950年、340ページ、さらに6及び11ページ参照。

- (21) 阿部志郎「福祉の哲学」誠信書房、1997年等、価値を基軸にした議論がその実践と共に多くの人の心を導いている。嶋田の論における人間的価値については、前掲、嶋田啓一郎「社会福祉体系論」213及び222ページ。

- (22) Taylor M. & Lansley J., "Ideological Ambiguities of Welfare", The papers for Association of Voluntary Action Scholars, London, 1990.

- (23) 牛津信忠『社会福祉における中間セクターの役割』『戦後日本の経済と社会』経済社会学会編、時潮社、1986年、163~165ページ、及び上掲ペーパー "Ideological Ambiguities of Welfare" 参照。この「中間セクター論」の展開においては、社会学の立場からのボランタリー・アソシエーションの議論その実体解明のために参考になる。例えば、佐藤慶幸は「ボランタリー・アソシエーションは多種多様な現象形態をとりうるが、その基本的特徴は、既存の社会システムの集合的なメンバーでありながら、それから自立してその社会システムを補完あるいは変革する機能を果たすことにある」(佐藤慶幸「アソシエーションの社会学」早稲田大学出版部、1982年、18~19ページ)，としている。「自律的連帯」を保持し、やや運動主体としての意味を強く持つ当該「ボランタリー・アソシエーション」に

社会福祉本質論における互酬構造の位置と役割

対し、ここに述べる「中間（共）セクター」とは、次第にシステムの重要な一翼を担い、堅固に福祉社会システムを成長させる主体であり、他のシステム形成主体と拮抗しながら存立する。これはハイマン、E. の「社会」概念の検証の結果たどり着いた集団組織構成体の在り方である。野間俊威は、ハイマンの「社会」とは「自尊と彼我の相互尊重」と「共通の目的の追求」に関する「合意」によって成立する「組織された生活」として定式化している（野間俊威「経済体制論序説——E. ハイマンの社會思想——」有斐閣、1968年、237～240ページ。）

この節にいう「公」「私」の区分は、発祥的には、ハバーマス、J. も明示するように古代ギリシャから古代ローマを経て受け継がれるものであるが、ここでは制度的位置を明確化した「特殊近代的意味」に限定してそれぞれの用語を用いている。

- (24) ヘグデューシュ、A. 「社会主義と官僚制」平泉公雄訳、大月書店、1980年、274～281ページ参照。
- (25) 牛津信忠『地域福祉活動計画・策定の意義と制度的基盤』「地域福祉活動計画策定指針・理論編」長崎県社会福祉協議会、1992年、11～12ページ。
- (26) Boulding, K. E., Evolutionary Economica, Sage Publications, 1981（「社会進化の経済学」猪木武徳也訳、HBJ出版局、1987年、56～57ページ）
- (27) 岩田昌征氏は、市場での価格決定の特色を「一物一価」と「人間多価性」に、計画メカニズムによるそれを「一物二価」と「人間一価」としている。（岩田昌征「現代社会主義の新地平」日本評論社、1983年、76～77ページ。）
- (28) 前掲「社会福祉ノート」40～41ページ。
- (29) 前掲、野間俊威「経済体制論序説」、39～40ページ。
- (30) Yankelovich, D., New Rules, 1981（「ニュールール」板坂元訳、三笠書房、1982年、303～304ページ）
- (31) 牛津信忠『互酬性とコーポラティズムの構図』「論叢」第29号、長崎外語短期大学、1986年、79ページ。Newman, O., The Challenge of Corporatism, Macmillan, 1981., p. 47, シュミッター／レームブルッフ編「現代コーポラティズム(2)」山口定監訳、高橋他共訳、木鐸社、1984年、34ページ。
- (32) Luijpen, W. E., Phenomenology and Humanism, Duquesne University Press, 1966（「現象学と人間の回復」菊川・丸山訳、1978年、129～130ページ）